

手話通訳者、要約筆記者（手書き、パソコン）を募集します。

浦安市では、平成30年10月1日より「浦安市手話言語等の理解及び普及の促進に関する条例」が施行されました。

この条例の施行により、これまで以上に聴覚に障がいのある方への理解が市民に普及され、ますます手話通訳者などの意思疎通支援者の活動機会が多くなることが予想されます。



すでに手話通訳者や要約筆記者などの資格をお持ちで、他の自治体で意思疎通支援者の登録をしていない方を募集します。

貴方の資格を聴覚に障がいのある方と聴覚に障がいのない方の懸け橋のために活用してみませんか。



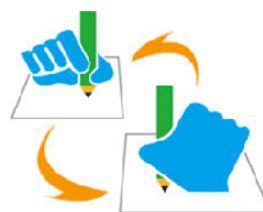
【募集要件】

- ・手話技能認定試験に合格した手話通訳士
- ・千葉県手話通訳者または要約筆記者認定試験合格者
- ・その他、千葉県以外の手話通訳者・要約筆記者認定試験合格者

手話マーク



要約筆記マーク



【申し込み・問い合わせ】

浦安市役所 障がい福祉課 意思疎通支援事業担当 宛

TEL 047-712-6394 FAX 047-355-1294

E-mail syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp

〒 279-8501 千葉県浦安市猫実1-1-1